

創刊100号特集

昭和55年11月1日発行
発行 横越村役場

広報 よこごし

おもな内容

1. 広報よこごし創刊100号に (1P)
2. 住民のハイブ役として 広報紙に期待する (2P~3P)
3. 有線放送開局間近か (4P)



家族団らんの場で広報を見ている

横越下 佐藤作太郎宅

村政の発展とともに 広報よこごし創刊100号に

村民の生活必需品として 更に努力を

「広報よこごし」は、昭和四十七年六月に第一号を発刊してから十一月号でちょうど百号になりました。

創刊百号を記念し、村広報活動の特集を計画いたしました。広報担当者は、「広報は、村民生活の必需品」を合言葉にさらに読んでいただけ、聞いていただけ、見ていただけ、参加していただける広報づくりに努力をしていきます。今後も一層のご愛顧をお願いいたします。

「広報よこごし」が四十七を話し合い、村広報紙の一本年六月に発刊される前は、村化が実現し、毎月一回発行の広報紙として役場では、村だれることになり、今日に至るより、が、公民館では、五 ているものです。民館報がそれぞれ年四、五 村広報紙は、役場と公民館回発行されていましたが、不 が片手間的に発行してきた定期で行政広報紙としての機 めに、取材技術、編集技術な能が十分果されていませんで くに未熟な点が多く指摘され ています。

情報化社会が高まってくる しながら広報担当者は 一方で、役場と公民館は、「広報紙が村民に「どれだけ読 村広報はいかにあるべきか」 まれているか」また、広報紙



毎月ここで編集発行されています—企画調整課—

が「村民生活の必需品として 村民の関心・注目をどのよう に把握したらよいのか」日々 悩み、紙面づくりに取り組ん できました。

「広報よこごし」が村広報 の浸透や地域の動き、話題等 を村民に提供し、行政広報と してそれなりに役割を果たし きたものと考えます。

「地方自治法」が制定・施 行されてから三十数年が経っ ています。行政広報は、「民主的にし て能率的な行政の確保を図る とともに、地方公共団体の健 全な発達を保障」する「地方 自治法」のもので成長してき ました。

「地方の時代」といわれる 今日、広報紙のみならず、あ らゆる広報媒体の連携、有効 活用により住民の要請にに応え ていく時期にきています。 地方自治は、長い年月のな かで、今日よりよくして「 地方の時代」が叫ばれ、行政 機構と住民の関係は、「対話 的」な参加へと徐々に変化 してきています。同時に、住 民自治への配慮を考慮していかなければならない段階に直面 してきています。事実、住民 の自治意識は拡大してきてい ます。

こうした動きに対しては、広報 がどのように応じていくべき か大きな課題の一つです。 広報は、住民からの声、若 ししくは投票を掲載し、自治体 と住民との間のハイブ役の役 割を今後一層強めていく必要 があります。

一方、自治体の行政運営決 定のために利用してきたいろ いろな資料の公開や住民が「 知りたい」情報を伝えること ができる広報活動をすすめて いくことを考えています。